１．開会及び閉会に関する事項
開会　令和８年2月１９日（木）午前１０時００分
閉会　令和８年2月１９日（木）午前１１時００分

２．案　　件
付議事項

議案第５号　令和７年度根室市スポーツ賞並びに根室市スポーツ奨励賞受賞者の決定について
【非公開】審議の結果、原案どおり決定
議案第６号　根室市図書館図書充実基金条例の一部を改正する条例案を市長に提出することについて
【非公開】審議の結果、原案どおり決定
議案第７号　令和８年度教育費当初予算案を市長へ提出することについて
【非公開】審議の結果、原案どおり決定
議案第８号　令和８年度教育行政方針の決定について
【非公開】審議の結果、原案どおり決定

そ　の　他

１．別当賀夢原館の宿泊税について
＜社会教育課長＞
別当賀夢原館の宿泊税についてご説明いたします。
北海道において令和８年４月１日から宿泊税が導入されます。
こちらは北海道内の宿泊施設で宿泊料金相当を受けて行われる宿泊に対して、宿泊者本人に課税される制度となり、公営民営を問わず対象となります。
根室市教育委員会の施設では、別当賀夢原館が宿泊可能施設ということであり、宿泊相当分の料金を徴収しておりますことから対象施設となります。
課税額につきましては、宿泊料相当額が１泊２万円未満の場合は１名１泊１００円となっております。
ちなみに夢原館の宿泊料金につきましては、大人個人ご利用の際は４２０円となります。
冬期間では５４０円となりましてこれに１００円プラスという感じになります。
利用者の方に対しましては、課税分の案内や説明等をホームページ及び施設案内等で周知を図ってまいります。
なお、修学旅行や宿泊研修等の学校教育法１条の学校、こちら大学や大学院は除かれますが、主催する学校行事に参加する児童生徒・引率者については免除となっております。
徴収方法につきましては利用料の徴収と合わせて行いまして、根室市が特別徴収義務者として北海道に納付する形をとらせていただきます。
今年度は宿泊口が４８３名おりましたので単純に４万８千３００円を納付する形、大体毎年これくらいかなという風に考えております。
根室市が特別徴収義務者となりますので、１．３５％が手数料というか北海道の方から逆に入ってくるので大体４００円くらいが収入という形になります。
以上です。

＜教育長＞
その他ございますか。
以上で令和８年第２回教育委員会の会議を終了します。

（１１時００分　終了）